史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡調査報告

上 田 市 教 育 委 員 会 国有鉄道岐阜工事局長野工事事務所

1 9 7 1

序 文

史跡信濃国分寺跡は、去る昭和38年度に実施した第1次発掘調査以来、数次にわたる調査の結果、僧寺・尼寺が東西に並ぶ全国的にも稀有な遺跡であることが確認されました。

上田市では学術的調査の成果に立脚してその地を国分寺跡史跡公園として整備することにし、現在、着々と工事が進行しております。このような時、信越本線大屋・上田間線路増設工事のため遺跡の一部が現状変更されることになりました。そこで日本国有鉄道(岐阜工事局長野工事事務所)の依頼にもとづいて、寺跡及びその西方堂西遺跡の発掘調査を実施することになり、市では国分寺跡調査の団長として積年にわたりご指導を賜っている斎藤忠博士を中心とする調査団に発掘調査をお願いいたしました。その結果、予想通りの成果が挙げられましたので、ここにその報告書を刊行することにしました。

盛夏の折、発掘調査にご尽力を願った斎藤博士及び調査団の諸先生に厚くお礼申し 上げる次第であります。

昭和46年9月30日

上田市教育長 平 尾 義 雄

目 次

序	F	$\underline{x}1$
侈	剂	言5
I	調査の	目的とその経過・・・・・・・・・・・
I	調査	の 概 要9
	1	僧寺跡地域の調査9
		(A) 金 堂 西 南 隅······ 9
		(B) 東廻廊推定地·······10·
		(C) 西廻 廊 推 定 地······10
	2	尼寺跡地域の調査12
		(A) 尼 坊 東 側······12
		(B) 鐘 楼 推 定 地······12
	3	堂西地域の調査14
M	調査結	果の要括20
IV	発掘調	查会規約21
	"	役員名簿24
	"	事務管理規程26
	"	調査団規程28
	"	調査団名簿30

図 版 目 次

第1図版	僧寺跡金堂西南隅の状態 (1)
	<i>n</i> (2)
第2図版	尼寺跡鐘楼推定地の発掘
	" 尼坊東側の状態
第3図版	堂西Dトレンチ発掘状態 (1)
	(2)
第4図版	堂西Dトレンチ石組カマド
	タタラ跡
第 5 図版	堂西.D.トレンチ遺物出土状態
	堂西Aトレンチ人骨埋葬状態
第6図版	出土遺物
•	挿図 目 次
第1図	調査範囲地域図 (1)
第2図	" " (2)
第3図	
第4図	僧寺跡金堂西南隅実測図・・・・・・・・・・・・(11)
第5図	尼寺跡尼坊東側実測図(12)
第6図	尼寺跡鐘楼推定地実測図(13)
第7図	堂西地域発掘光景 (B・Cトレンチ)(15)
第8図	" " (Dトレンチ)(16)
第9図	堂西地域 D 地区遺構群実測図(18)
第10図	堂两地域出土遺物(19)

例 言

- ○本書は昭和46年7月・8月の約26日間発掘調査並に遺物調査を約14日間にわたり実施された、長野県上田市大字国分寺字仁王堂・明神前および西仲に介存する埋蔵文化財包蔵地堂西遺跡及び史跡信濃国分寺跡の内信越本線の増線にかかる鉄道敷2100平方米に及ぶ発掘調査に関する報告概要である。
- ○この調査は、長野県教育委員会文化課の指導により日本国有鉄道岐阜工事局長野工 事局からの委託により上田市教育委員会が発掘調査会を組織し実施した もので ある。
- ○今回の報告は国鉄関係の路線に沿う遺跡の調査のほかに国分寺史跡公園環境整備事業と関連した調査を併行した。すなわち僧寺中門・廻廊の一部・尼寺の経蔵推定地・資料館建設予定地等である。これらについては、本報告書の中に記述することにし、この概要には省いた。
- ○執筆は各調査員が各自執筆した原稿をもとにして斎藤がまとめたものである。
- ○写真撮影は主として原氏が一部は各調査員が行った。拓本は川上氏が行い坂詰氏が 図面を含め調整にあたった。なお図面作成は川上・下平・土屋諸氏が当り、各担当 者の指導により、各大学の学生の手をわずらわした。
- ○今回の調査には発掘調査調査会を中心とする関係各位の積極的な御協力、地元有志の諸氏の力強い御支援を頂いた。特に上田市教育委員文化財係長原昌孝氏をはじめ宮下温氏、内藤政則氏の献身的な努力に対しては感激を表するものである。

(斎藤 忠)

Ⅰ 調査の目的とその経過

昭和35年来工場や住宅の適地として当地も建設ブームの中にあって、その工事が盛んに進められていた。昭和5年11月19日の史跡指定地は別としても、放置しておけば信濃国分寺跡について定説のない貴重な文化財は、その寺域の規模や国分二寺の伽藍配置等不明のまま埋もれてしまう危機にさらされていた。

そんなとき地方歴史研究家や愛好者の要望がつのり・国・県の補助事業により緊急 発掘調査を上田市が実施したのは昭和38年3月であった(土地所有者・耕作者の理解 と承諾を得ることが困難であった)。

それ以来41年42年と3回に渡る緊急調査の成果は多大であって、僧寺・尼寺の寺域の確認がなされ、両寺とも近接地に並んで存在していることが報告された。伽藍配置についても、僧寺においては、金堂・講堂・廻廊・塔などがまた、尼寺においては、金堂・講堂の一部が確認された。一方国分寺の周辺遺跡では、商社建設から比丘尼井戸や建物の遺構の一部が発見され、工場建設用地のブルドーザー作業現場では瓦窯跡2基が見出されるなどの成果をおさめた。これまでの緊急調査に雪の日も酷暑の日にもめげず調査にあたられた調査団の斎藤博士をはじめ大川・坂詰・稲垣・倉田等の中央の研究者及び、県内の一志博士・米山・宮下・五十嵐・桐原・樋口等の研究者の労苦の賜物と深謝した次第である。

このような大きな成果をまの当りに見た地元住民の声は、『こんなに立派なものが良くいままで残っていたものだ』『なんとかして保存し後世に残さなければ』とあるように、史跡公園としてその環境整備事業をするはこびとなったのである。

昭和43年3月19日文化庁では関係する国分寺跡の周辺の人家を含む約15万平方米の 史跡追加指定がなされた。これまで発掘調査や遺跡保存のための用地買収に、あるい は追加史跡指定に反対した多くの住民、土地所有者等の理解されにくい問題にとりく み現在に至りしめた関係する地元の代表者に敬意を表するものがある。信濃国分寺跡 寺域保存に関係する地域の内買収の出来得る約5万5千平方米を文化庁及び県並びに建 設省の補助事業により買収し(買収費1億5千万円であった)、昭和43年4月から整 備事業に着手し、その工事に関連した整備調査を斎藤博士を中心に米山・五十嵐・川上の諸先生により昭和43年・44年・45年の各年に実施し、各遺構の内部調査を中心に借坊・塔の再確認・尼寺講堂・尼寺廻廊・尼寺中門・尼坊等の遺構がさらに発見され、全国でもまれに見る国分寺の伽藍が再現するはこびとなったのである。

昭和46年信濃国分寺整備調査計画の最終をかざる発掘調査は7月より8月にかけて 実施され斎藤博士・米山・坂詰・五十嵐・小林・川上・下平氏等の諸調査員により、 僧寺中門及び派生する廻廊並びに尼寺経蔵が発掘され遺構としての確認がなされた。

さて史跡指定地内に介在する国道18号線、及び信越本線については、国分寺・僧寺・尼寺の各寺域を分断し各遺構を破壊しているのが地形における現状である。しかしこれらは文化的産業の重要な交通路であれば、その文化財の保存に必要な最大限にして最少の保存策を願うのが住民の心情であろう。こうしたとき日本国有鉄道では信越本線の復線化を計画昭和45年2月24日付現状変更の申請をし昭和45年5月20日付発掘調査の実施を許可条件とする通知があり、長野県教育委員会及び上田市教育委員会と国鉄岐阜工事局長野工事事務所との間で数回にわたり協議がなされた。昭和46年7月22日日本国有鉄道岐阜工事局長野工事事務所長と上田市教育委員会教育長の間で委託契約が締結された。

この契約の内容は信越本線大屋・上田間線路の増設工事のため現状変更により遺跡の一部が破壊されるので施工前に発掘調査をし、記録保存するものであり、史跡信濃国分寺跡は、1,500平方米を46年8月31日までに終了することとなり、その経費は3,400千円であった。また埋蔵文化財包蔵地堂西遺跡は調査地が、600平方米で調査期間は46年9月10日までとされ、その経費は1,300千円であった。

この調査に係る計画書作成は長野県教育委員会の指示されたものであり、金井係長 西沢主任がときおり現地をおとずれ指導に当たられた。この調査に当っては別紙発掘 調査委員会を組織し、調査団には、積年にわたりご指導を賜っている斎藤忠博士を団長 に副団長米山一政氏、調査員には坂詰秀一・五十嵐幹雄・小林幹男・川上元・森島稔 ・丸山敞一郎・岡田正彦・下平秀夫の諸氏、助手に土屋長久氏、補助員に東洋大学学 生林和男・国学院大学学生児玉卓文・田中喜久雄諸君の協力を得て真夏の調査にご苦 労を願った。国分寺跡関係では、僧寺東築地、東廻廊、金堂西南雨落溝、西廻廊・尼寺東築地・尼寺鐘楼推定地・尼坊・尼寺西築地の調査が実施された。また堂西遺跡ではグリット調査がおこなわれ、数多くの住居跡や人骨、竈の群や蹈鞴等が発見され、また生活用具など遺物の数は非常に多く出土し両調査地とも大きな成果をおさめ、記録保存されることになった。

特にこの調査地区の中で僧寺金堂の西南雨落溝は、貴重なものであるので出来るならば地下遺構観察施設のような形で保存出来ないものだろうかと関係者一同願ってやまない。この調査は昭和46年7月10日から8月7日まで発掘調査を実施し、遺物調査及び実測作業を8月8日から8月12日までおこなった。

9月3日調査委員会と調査団の間で報告書作成のための打合せ会を開催し報告書を至急発行することに決定9月10日印刷所に見積依頼をするというスピードのあるまとめであった。

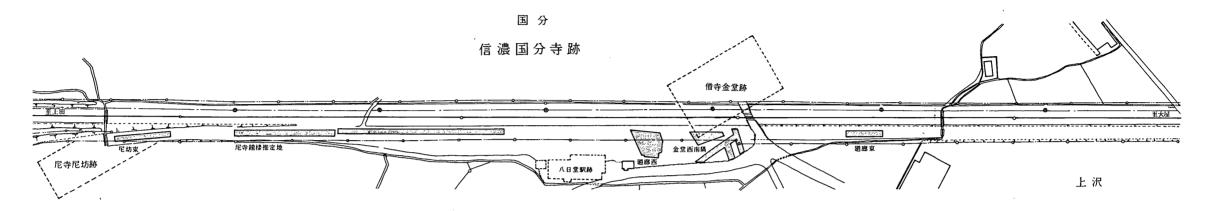
なお信濃国分寺発掘調査はこの国鉄の委託調査をもってすべて終了するので本報告書の作成をする必要があるとされ、国鉄関係の調査結果を含めて昭和47年7月までに総集編・『信濃国分寺跡』の発行を全員で決定している(くわしくはこの報告書により記録保存されるであろう)。

文化庁の整備調査及び国鉄の発掘調査に関しては8月1日文化庁記念物課仲野調査 官が8月12日には同記念物課三輪技官の来訪を得て種々の指示を得た。また県教育委 員会では8月19日文化課金井係長及び西沢主任の現地調査があった。

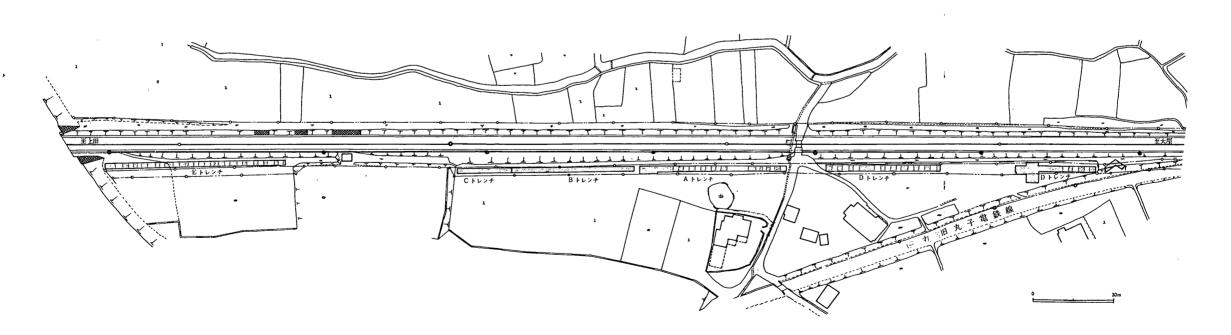
以上がその経過であるが、調査の委託者である日本国有鉄道岐阜工事局長野工事事務所の理解あるご配意と・文化庁記念物課をはじめ長野県教育委員会文化課のご指導に対し敬意を表するものである。と同時に昭和38年来ご指導をいただいた斎藤忠博士をはじめ坂詰秀一氏、米山一政氏外県内の各調査員及び調査関係者に心から感謝を申しあげる次第である。最後に今回の調査に参加された各方面の愛好者や地元作業員並びに各方面各層の作業員1864名の皆さまのよせられたご協力と努力に対し、御礼を申しあげ今後とも文化財を愛する人々の育成と文化財保存の助長を計れるようその啓蒙活動を願うものである。

(原 昌 孝)

第 1 図 調 査 範 囲 図 (1) (1:500) -国 分 寺 跡 関 係 一



第 2 図 調査範囲図(2)(1:500) 一堂西遺跡関係一



Ⅱ調査の概要

1) 僧寺跡地域の調査

(A) 金堂跡西南隅(第1図版·第4図)

僧寺金堂跡の調査は、昭和35年に実施した第1次緊急発掘の折に確認され、遺構の一部が検出されたが、その後、41年の第2次調査においても継続実施されるところがあった。

その結果、四方に石組構をめぐらし、その内部に玉石を敷き漆喰塗りの基壇を有することが明らかにされた。規模は、石組構の内側で、東西31.4m、南北22.4m、基壇の東西は29.2m、南北19.2mを算するものであることが知られた。

しかし、西南隅は丸子電鉄の敷地内にあたるため以上の調査結果は必ずしも充分でなく、学界より未調査の事情はともかくとして、その部分の認識の欠如が惜しまれていた。

此度の調査は、実にこの地域の発掘を可能ならしめたのであった。発掘の結果、西 北隅石組溝右側より20.1mの地点より石組溝が検出されたが、その溝の残存状態は側 石あるいは底石が部分的に抜かれ、さらに西南隅は西北隅及び東南隅の状態と同じく コーナー部分の石組が除去されていた。西北隅石組溝内側より22.3m近くにて東に1 m離れて南側石組溝が存在することが確認され、その溝は3.5m東方まで追突された。 また、石組溝の内側には、東・西・北側と同じく玉石敷きが見られ、それは西側で1. 3m、南側で 0.9m内側に入った地で見られなくなる。この玉石敷の下部には平瓦を裏 面を上にして敷きつめている状態が知られたが、この点は東及び南側の状態と同じで あった。尚、玉石敷の切れた地の内側には基壇の痕跡はまったく認められなかった。 南側石組溝及びその周囲よりは多量の瓦片が検出されたが、とくに石組溝より南に約 1 m離れた同一レベルの面より瓦片が南に約1.8mの範囲にわたって推積していた。

以上の結果、金堂石組溝内側の規模は、予測していたごとく、東西31.4m、南北22.4mであることが確認された。また、基壇の大きさは、東西29.1m、南北19.9mあるこ

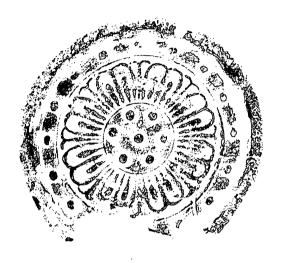
とが判明し、従来予測された基壇規模より東西で3.1m小さく、南北で0.7m大きいことが確認されたことになる。

(B) 東廻廊推定地

昭和42年の第3次調査の折検出された 東廻廊は、金堂東側石組溝より東側に 14.5mの地点に西側礎石列が存在してい ることが確認されていた。その南限は、 中門跡未検出の段階より分明でなく、金 堂南側石組溝外側より南に18mの範囲ま で追突されたが至南は、国鉄及び丸子電 鉄の敷地内にまで延びていることが予想 されたに止どまっていた。

そこで此度廻廊の南限と中門に向けて 西に移行する部分の確認を意図して発掘 を実施した。

発掘は、旧丸子電鉄敷地内を対象とし





第3図 僧寺跡西南隅出土瓦拓影

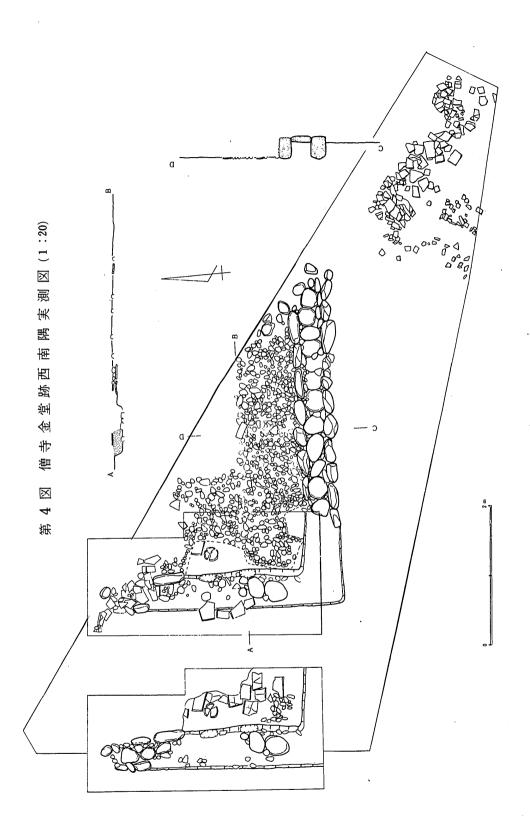
て実施したが、攪乱が著るしく明瞭に廻廊の痕跡を確認することは出来なかった。尚 付近よりは瓦片が出土したに止どまる。

(C) 西廻廊推定地

西廻廊の調査は、昭和42年の第3次調査の折に検出が試みられたが、西側比定地部分は攪乱され明瞭にその痕跡を知ることが出来なかった。

そこで東廻廊り同位置、金堂西側石組溝より西に14.5mの地を東の基地として発掘を実施した。

しかし、全面にわたって攪乱が著るしく、その痕跡を検出することが出来なかった (米山一政・坂詰秀一)



2) 尼寺地域の調査

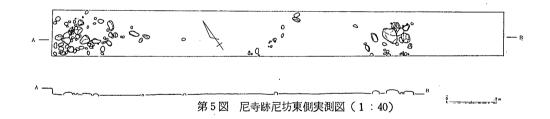
(A) 尼坊東側(第5図)

昭和44年度の調査によって明らかにされた尼坊跡は、東側部分が国鉄および旧丸子電鉄線路敷地内になっているため、その地域の確認をできないままでいた。

今回の調査は、その未確認部分の遺構を明らかにするために行なわれたもので、国 鉄線に並行する旧丸子電鉄線敷地内に、東西 $20m \times 2m$ のトレンチを設定した。トレ ンチ内上面は線路敷のため小石まじりの層におおわれていたが、30cm前後から、小礫 をかなり含む堅い地山に達した。

この部分から、建物の根石と思われる石群が発見され、これをさらに清掃すると、 礎石の根固め栗石と思われるものを、トレンチの両端にそれぞれ1か所ずつ検出し た2つの栗石群の間隔は約13mであった。

これらの栗石は、尼坊跡のどの部分にあたるものか、さらに検討したい。なお、このトレンチ内からの出土遺物としては、若干の土師器・須恵器の小片のみであった。



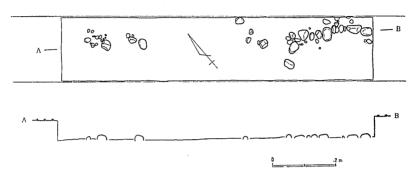
(B) 鐘楼推定地(第6図)

今回の調査によって、尼寺講堂跡西側地区に経蔵跡と思われる遺構の全容を明らかにした。この建物跡は、講堂跡西縁から西へ28mの位置にあり、東西2間、南北3間の規模であることが確認された。

鐘楼推定地は、この経蔵跡と講堂をはさんでシンメトリーの位置にあることを推定して、講堂跡東側の旧丸子電鉄線敷地内に国鉄線と並行して、東西に36m×2mのトレンチを設定した。

トレンチは約-50cm位まで掘り下げたが、内部はかなり攪乱されていて、後のものと思われる石群の並びが-30cmのところに線路とほぼ並行に検出されたのみで、鐘楼推定遺構と思われる石群の痕跡は確認できなかった。

(川上 元)



第6図 尼寺跡鐘楼推定地実測図(1:40)

堂 西 地 域

堂西遺跡は、信濃国分寺跡の西方に隣接し、昭和44年、この地域にプラスチック 工場が建設された際などに、豊富な遺物が発見されている。遺物の包蔵地域は、信越 線の両側にわたり、南北およそ200メートル、南限は旧上田丸子電鉄の線路敷付近と 思われる。また、東西は信濃国分寺尼寺跡の西側に接する地点から、およそ400メートルであり、その一部分は、旧上田丸子電鉄の線路建設の際に削土して線路敷に盛土 したため、完全に破壊されてしまった。

今回の調査は、この地区を除き、信越線複線化に伴う線路敷予定地に、幅2メートルのトレンチを設定して実施した。A地区は、「信越本線・大屋~上田間線路平面図・其の十」(以下図という)の本42(コ)の西を横断する道路の西側杭より54メートルB地区は、図本43(コ)の西付近より42メートル、C地区は、この地区に続く22メートル、D地区は、図42(コ)より東へ100メートル、E地区は、図本45(コ)の西の台地上66メートルである。C地区とE地区の中間の削土地区を除いては、遺跡の状態は概ね良好であった。

A 地 区

南側の宅地と信越本線の間の帯状の地区に、南境界杭より 1.5メートルの間隔をおいて、54メートルのトレンチを設定した。トレンチ21付近までは、23センチメートルほどの表土の下に、黄褐色砂礫層が続き、出土遺物も僅少で、遺構は発見されなかった。しかし、小野氏宅裏の23~27の地点は、20~30センチメートルの表土層下に、黒褐色の遺物包含層があり、後期の土師器、須恵器、灰釉陶器などの破片相当数と、数点の復元可能な坏を出土した。この完形に近い坏を出土した面から、ほぼ完全な人骨1体を発見した。人骨は仰臥して、右手を顎に添え、左手は体側に伸ばした状態であった。(第5図版2)臼歯はかなり磨滅し、身長は156センチメートルであった。その頭部付近にはかなり厚い焼土層と配石が認められ、西側には約15センチメートルほ

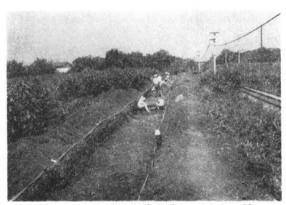
どの壁面も認められたので、この人骨は、住居址内で死亡したまま、なんらかの理由で埋没したものと思われる。西壁は、それぞれ南北の調査区外に伸び、東は下水管の埋設などによって、住居址のプランは確認できなかった。

この平安時代と推定される住居址の下層に、弥生時代後期の箱清水期の遺物を出土する層があり、鋭意追究したが、厚い礫層のため、遺構としては確認できなかった。

B地区

4・50年にもおよぶ古い桑株があり、調査は困難を極めた。2.30センチメートルの表 土層の下に、茶褐色の埴壌土層があり、その下層に礫層が続いていた。トレンチ10~ 12では、この礫層を掘り下げた遺構があり、東西の壁と思われる部分の高さは約29センチメートル、東西の幅 402センチメートル、床は礫をていねいに除去してあり、ほぼ水平、この部分からは、復元可能な土師器、須恵器の坏と坏や甕の破片が多量に出土した。(土師器568片、須恵器148片など)しかし、南北は調査外に伸びており、遺構のプランは確認できなかった。

また、トレンチ20、21、Cトレンチ1にかけても、同様な遺構があり、壁高20センチメートル、東西の幅 525センチメートル、出土遺物は、復元可能なものを含めて、土師器 327片、須恵器54片などの破片であった。床には僅かに礫が残されていたが、上面が扁平なものが多く、この地点にも遺構があったものと考えてよいであろう。 B 地区では、この2地区を除いては、全面に礫が露出し、遺物の出土も僅少で、復元できるものは全く発見されていない。



第7図 堂西地域発掘光景 (B・Cトレンチ)

C地区

B地区の西側に纒く22メートルで、桑畑に利用されていた。表土層は約28センチメートル、その下に黒色の壌土層が24センチメートルほどあり、更に約10センチメートルの堅い粘土層が続き、直下に人為的な厚い礫層が続いていた。地元の方の話によれば、近世の用水路であったという。幅は2メートルのトレンチ内をほぼ東西に斜めに走っていた。上面の遺物の出土は、土師器と須恵器の破片が僅かであった。

D 地 区

堂西遺跡の中で、最も信濃国分寺跡に隣接し、そして、最も豊富な遺物と複合する遺構を発見したところは、この地区であった。トレンチ1から21地区までは、出土遺物も比較的少なく、遺構も確認されなかったが、95から41地点には、上層からすでに大量の土師器、須恵器の破片が出土し、地表より55センチ付近から、まず最初の石組カマドが発見されて以来、カマド6、厚い焼土や灰の層4か所などが発見され、遺構9を確認することができた。遺構は隅丸の方形、あるいは長方形で、短径は350センチメートルから、長径は約7メートルであった。出土遺物は、後期の土師器、須恵器灰釉陶器、信濃国分寺の瓦など完形できるものを含めて相当数を発見したが、生活用具としての器種のセットがなく、大部分が坏であったこと、タタラが発見されていること、鉄鎌、鉄鍬、釘、刀子などの鉄器具が出土していることなどの諸点を注目しなければならない。また、坏には、「子」、「舟」、「八」などの墨書のあるもの10数点



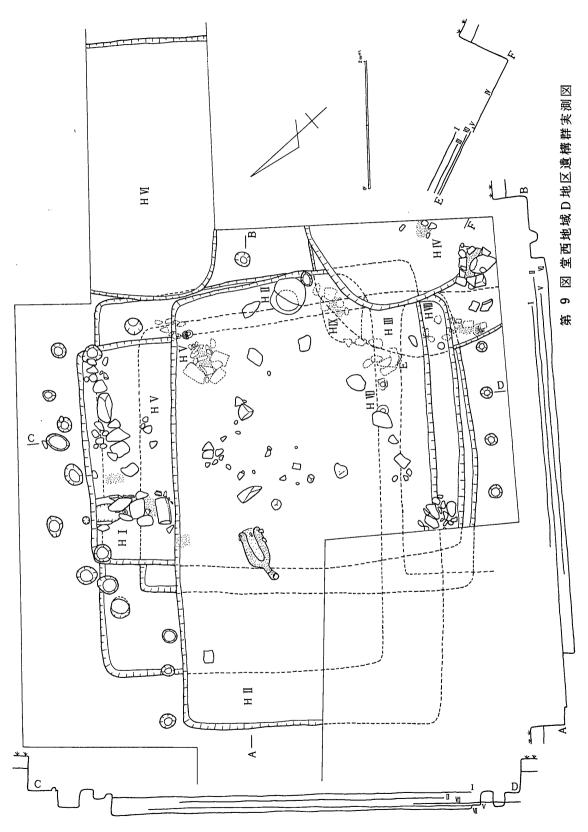
第8図 堂西地域発掘光景 (Dトレンチ)

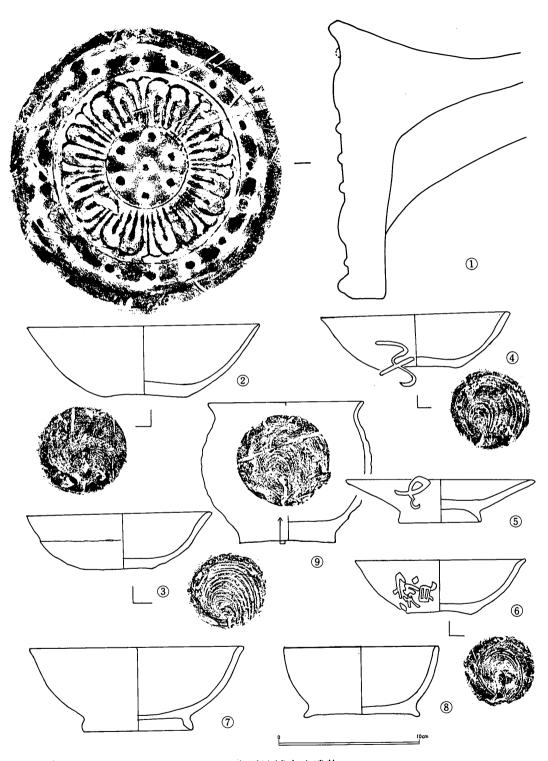
が出土し、カマドには国分寺の瓦が多く使われている。坏に内黒のものが多いのも、 この遺跡の特色である。

E地区

信濃国分寺跡から最も遠い地区であり、クルミ畑に利用されていたが、信越線開通前は水田であり、約20センチメートルの表土層の下は、水田の土層で、低部には薄い溶脱層があった。出土遺物は概して少なく、トレンチ14から18の地点を除いては小破片だけであった。15から18の地点には25センチメートルほどの落ち込みがあり、E17からは土師器の大破片32、須恵器8などを出土したが、遺構として確認することはできなかった。

(小林 幹男)





第 10 図 堂西地域出土遺物 (1. 鐙瓦、2~6·8·9 土師器、7. 灰釉陶器 (1·2·4~6·8 D地区出土、3·7 A地区出土))

■調査結果の要括

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡の発掘調査の結果、次のごとき成果が得られた。

- (1) 国分僧寺金堂西南隅が発掘された結果、金堂の規模が確定され、ここに金堂 基壇の大きさが、東西29.1m、南北19.9m、と判明し、従来の推定値を確定すること が出来た。
 - (2) 国分尼寺尼坊の東側が発掘され、尼坊の東の部分が明らかにされた。
- (3) 堂西遺跡よりは平安時代の住居跡群が検出され、とくにカマドに瓦を転用しまた住居跡中より鐙瓦の完形品が見出された。このことは、国分寺廃絶以後における 集落の実態を示すものとして興味深い。
- (4) 堂西遺跡より出土した土師器群には、墨書土器「子」等が数枚出土し、さらに灰釉陶器の出土など、通常の農村集落遺跡とは異なる様相を有することが確認された。このことはタタラ跡の検出とともに留意すべき成果であった。

(斎藤忠)

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会規約

(目 的)

第1条 この調査会は日本国有鉄道岐阜工事局の委託を受けて、国鉄信越線復線化及 び関連工事用地内遺跡の発掘調査を実施し、その記録の作成、発掘された文 化財の保存活用方法を研究することを目的とする。

(名 称)

第2条 この調査会は、史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会(以下「調査会」 という)と称する。

(組織)

- 第3条 調査会は、次に掲げる役員をもって組織する。
 - (1) 会 長
- 1 名
- (2) 理 事
 - 若干名
- (3) 監 事 2 名

(事務所)

第4条 調査会の事務所は、上田市教育委員会内に置く。

(会長及び理事)

- 第5条 会長は、上田市教育委員会教育長をもってあてる。
 - 2 理事は、次に掲げる者のうちから会長の委嘱した者をもってあてる。
 - (1) 学識経験者
- (3) 関係地区自治会長及び協力会員
- (2) 関係学会の役員
- (4) 関係行政機関の委員

(会長及び理事の職務)

- 第6条 会長は、調査会の業務を総理し、調査会を代表する。
 - 2 理事は、理事会を構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 調査会の運営に関すること。
 - (2) 発掘調査の受託に関すること。
 - (3) 規約の改正に関すること。

- (4) その他必要な事項
- 3 会長に事故があるときは、理事のうちから会長が指名した者が、その職務を代理する。

(理事会の招集)

- 第7条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 2 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 前項の場合、当該議事について書面をもってあらかじめ意思表示し、または、他の理事を代理人として表決を委任した役員は、出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。

(顧 問)

- 第8条 調査会に顧問若干名を置くことができる。
 - 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、理事会に出席し、調査会の業務について助言する。

(監事)

- 第9条 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 2 監事は、調査会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は昭和46年7月10日から昭和46年9月15日とする。ただし、その 職にあるゆえをもって委嘱されたものの任期は、当該職の在職期間とする。

(幹事)

- 第11条 調査会に幹事を置く。
 - 2 幹事は、上田市教育委員会事務局職員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け調査会の事務を処理する。

(調査団)

第12条 調査会に調査団を置く。

2 調査団の組織及び運営については別に定める。

(事務の管理執行の規定)

第13条 調査会の事務の管理及執行にあたっては、この規約ならびに理事会の決定する規定と従って行なう。

(経 費)

第14条 調査会の事業に要する経費は、日本国有鉄道岐阜工事局の委託料をもってあ てる。

(会計の区分)

第15条 調査会の会計年度は、昭和46年7月10日に始り翌年3月31日に終わる。

2 調査会の会計は、日本国有鉄道岐阜工事局と締結した委託契約毎に区分 して行なう。

(出納及び現金の保管)

第16条 調査会出納は、会長が行なう。

2 調査会に属する現金は、会長が理事会の議を経て定める銀行または、その他の金融機関にこれを預入れなければならない。

(決 算)

第17条 会長は、会計年度終了後1か月以内に収支決算書を作成し、監事の監査を経 て理事会の認定を経なければならない。

(財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、調査会の財務に関しては、上 田市の「財務規則」の例による。

(委任)

第19条 調査会の業務の運営に必要な事項は、この規約に定めるもの及び理事会で議 決するものを除くほか会長がこれを定める。

(付 則) この規約は、昭和46年7月10日から施行する。

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会役員名簿

顧	!	問	小	山	<u>-</u>	平	(上	B	В	市	長)
会	;	長	平	尾	義	雄	(上	田	市	教 育	長)
理	-	事	米	山		政	(上日	日市オ	て化則	才調査委	(員
	"		遠	藤	憲	三	(")
	"		福	田	善	雄	(")
	"		黒	坂	周	平	(")
	"		小	林	幹	男	(")
	"		箱	山	贵太	郎	(")
	"	٠	横	沢		理	(")
	"		河	原	み	P	(上	市 田	方 教	育 委	員)
	"		和	田		量	(")
	"		森			晃	(")
	"		矢	島	謹		(地	元	市	会 議	員)
	"		中	村		寛	(")
	"		宮	沢	憲	Ξ	(国	分	自	治 会	長)
	"		Щ	崎	Œ	夫	(下	堀		")
	"		竹	内	寿	雄	(上	沢		")
	"		尾	沢	千	秋	(黒	坪		")
	"		山	崎	尚	雄	(上	堀		")
	"		塩	入	良	道	(国	分	寺	住	職)
	"		山	越	脩	蔵	(地	元的	岛 力	会 役	員)
	"		石	橋	鉄	蔵	(")
	"		山	辺	裕	夫	(")

(八日堂復興会会長) 堀 込 義 雄 監 袈裟春 (上田市教育委員長) 沢 " 幹 事 (事務局長) (上田市社会教育課長) 北 村 郁 夫 昌 孝 (上田市文化財係長) (事務局次長) 原 (事務局員) 宮 下 温 (上田市文化財係主事) (") 内 藤 政 則 ("

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会事務 の管理等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会規約(以下「規約」という。) 第13条の規定に基づき、史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会(以下「調査会」という。)の事務の管理及び執行について必要な事項を定めるものとする。

(事務局長、会計職員)

- 第2条 調査会の事務所に事務局長及び会計職員を置く。
 - 2 事務局長は規約第4条の規定による当該上田市教育委員会社会教育課長 をもってあてる。
 - 3 会計職員は、幹事のうちから会長が指名する。

(事務局長の職務)

- 第3条 事務局長は、会長の命を受け、調査会の事務を掌理する。
 - 2 会計職員は、上司の命を受け、調査会の庶務、出納その他の会計事務に 従事する。

(支出負担行為の決議と支出命令の区分)

- 第4条 歳出予算について支出負担行為及び支出命令をしようとするときは、次の決裁区分による。
 - (1) 1件 100万円以上 会 長
 - (2) 1件 100万円未満 事務局長
 - 2 緊急の必要又は止むを得ない事由により、会長の決裁を受けるいとまの ないときは、事務局長がこれを代行することができる。
 - 3 事務局長が不在のときは、幹事である事務局次長が、その決議を代決す ることができる。

(支出負担行為の額の差引)

第6条 支出負担行為の決定により、金額が確定したとき又は変更したときは直ちに 歳入歳出予算整理簿により、当該支出負担行為の額の差引をし整理しなけれ ばならない。

(支出命令の表示)

第7条 支出の命令権者がする支出命令の表示は、支出命令書の該項欄に認印して行なうものとする。

(支出命令書の添付書類)

第8条 支出命令書には、請求書その他支出の原因及び計算の基礎を明らかにした書類を添付しなければならない。

ただし、支出命令書又は請求書の記載事項の内容により、添付書類の必要を 認めないときは、この限りでない。

(収入調定)

第9条 会計職員は適正である歳入を収入しようとするときは、直ちに調定額を歳入 科目別に歳入調定決議書によりこれを行なわなければならない。

(付 則)

この規定は昭和46年7月10日から施行する。

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会調査団規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会規約第12条の規定に 基づき、調査団の組織及び運営について必要の事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この調査団は、史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査会調査団(以下「調査団」)と称する。

(組織)

第3条 調査団には、団長、副団長、調査員、調査補助員を置く。

(調査団長)

- 第4条 団長は、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
 - 2 団長は会長の命を受け、調査団の業務を統轄し、調査団員を指揮監督する。

(調查副団長)

- 第5条 団長は、団長が推選し、会長の委嘱した者をもってあてる。
 - 2 副団長は、団長を補助し、調査団の業務を掌理する。

(調査委員会)

- 第6条 団長及び副団長で、調査委員会を構成する。
 - 2 調査委員会は、調査に必要な事項を協議し、これを実施する。

(調查員、調查補助員)

- 第7条 調査員及び調査補助員は、調査委員会の意見を聴いて会長が委嘱する。
 - 2 調査員及び調査補助員は、上司の命を受け調査団の業務に従事する。

(報償費)

第8条 調査団員には、報償費を支給する。

(就業時間)

第9条 調査団員の1日の実労働時間は、原則として8時間以内とし、その始業、終

業、時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

- (1) 始業時刻、午前8時30分 終業時刻、午後5時00分
- (2) 休憇時間、正午から1時間。休憇時間、午前及び午後各15分。

(休 日)

第10条 休日は、毎週金曜日、お盆(8月12日~8月17日まで)

(安全)

- 第11条 調査団員は、安全に関する注意を守り、災害の防止に万全を期さなければならない。
 - 2 調査団員の災害補償に関しては、労働基準法第8章に定むるところに依る。

(付 則)

この規程は、昭和46年7月10日から施行する。

史跡信濃国分寺跡及び堂西遺跡発掘調査団名簿

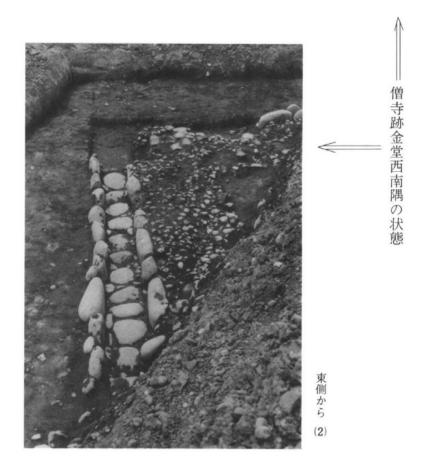
調査団長	斎 藤 忠	(大正大学教授 前調査団長)
副団長	米 山 一 政	(県文化財専門委員)
調査員	坂 詰 秀 一	(立 正 大 学 教 授)
"	五十嵐 幹 雄	(戸倉町立五加小学校長)
"	小 林 幹 男	(上田染谷丘高校教諭)
"	森 島 稔	(小諸市立坂の上小学校教諭)
"	丸 山 敞一郎	(坂 城 髙 校 教 諭)
"	川 上 元	(上田市立博物館学芸員)
"	岡田正彦	(屋 代 高 校 教 諭)
"	下 平 秀 夫	(栄村立堺中学校教諭)
助 手	土 屋 長 久	(県 考 古 学 会 員)
補助員	児 玉 卓 文	(国学院大学学生)
"	林 和 男	(東洋大学学生)
"	田 中 喜久雄	(国学院大学学生)



国 分 寺 鐙 瓦 《堂西地域住居跡出土》



西側から (1)





== 尼寺跡鐘楼推定地の発掘



尼寺跡尼坊東側の状態



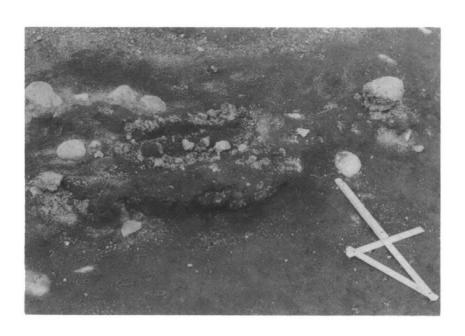
1. 堂西 Dトレンチ発掘状態 (1)



2. 堂西 Dトレンチ発掘状態 (2)



1. 堂西 Dトレンチ石組カマド



2. 堂西 Dトレンチ タタラ跡



1. 堂西 Dトレンチ遺物出土状態



2. 堂西 Aトレンチ人骨埋葬状態













出 土 遺 物

史跡信濃国分寺跡・堂西遺跡発掘調査報告

昭和46年11月3日

編集 発行 上田市教育委員会 上田市大手 1-11-16

 印刷所
 田
 口
 印
 刷
 所

 上田市踏入943

